

第4節 西寺と松尾祭・西七条

1 はじめに

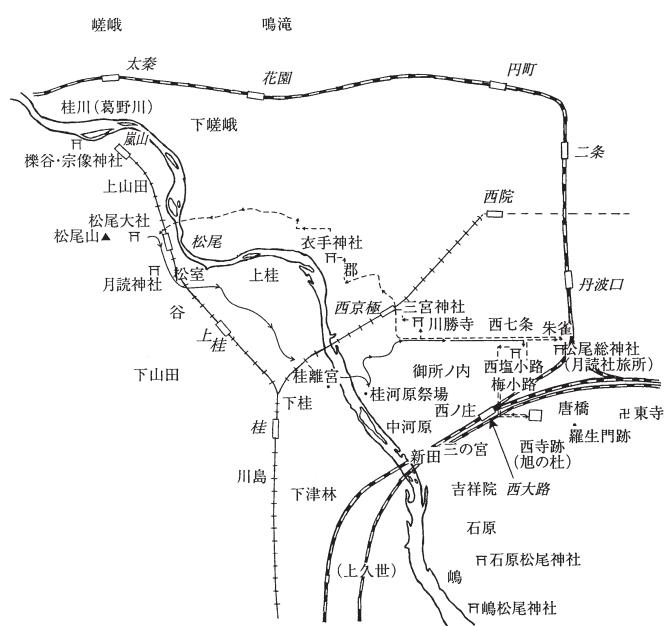


図46 松尾祭に奉仕する地区（註5転載）

上図の地名は、上久世を除いて、松尾祭に奉仕する地区（村）である。神幸の経路は現行のものであり、実線は神幸祭、点線は還幸祭を示す。近世以前は往復とも桂川を舟で渡っていた。西七条旅所と西寺跡への往復も、東海道本線の線路のため J R 西大路駅へ迂回しているが、もとは真っすぐ千本通を南下していたようである。

書』二十二卷) とある。すなわち、「松尾祭ノ日」に「金堂ノ跡」へ「神輿ヲ並直シ」、大行事(御旅所神主) が「神供ヲ備ル」とされる¹⁾

松尾祭は本社祭（四月上申日）と神幸祭（三月中卯日）・還幸祭（四月上酉日）がある。本社祭は弁・史が本社の社頭に向かい行事し（『延喜式』卷一「四時祭上」16松尾祭条・卷十一「太政官」70松尾祭条,『儀式』卷一「松尾祭儀」），神幸祭は神輿が本社から御旅所へ神幸，還幸祭は神輿が御旅所から本社へ還幸する。上述の「松尾祭ノ日」は還幸祭であり，また「金堂ノ跡」（京都市南区・唐橋西寺公園・コンド山）は伽藍復元では「講堂跡」に比定される²⁾。すなわち，還幸祭では，神輿は西寺旧跡の「講堂ノ跡」で神供を供えられる。西寺「旧跡」の「講堂ノ跡」は松尾祭の還幸に組み込まれる。

京中祭礼の神々は稻荷・松尾・祇園・北野・今宮などであるが、御旅所祭祀が基本である。京外の本社から神輿が京内の御旅所に神幸し、一定の期間駐輦の後、還幸する。還幸祭が神幸祭より華美盛大である。御旅所祭祀は京中住人の祭礼で、公家は御旅所祭祀に殆ど関わらず、本社祭を重視する。祇園御靈会の天延二年（九七四）以降、長和四年（一〇一五）までに、北野祭・松尾祭・今宮祭・稻荷祭・出雲寺御靈会（御靈祭）が所見する。十世紀後半の円融天皇時代（九六九～八四）

本稿は文献資料を素材とし、平安時代から中世社会を対象に、西寺と松尾祭・西七条の関連を課題とする。文献資料は寡少であるが、先行研究の成果を継承し、可能な範囲で課題を検証する。

近世社会では、西寺は「旧跡東寺西三町許ニアリ。金堂ノ跡、僅ニ田間ニ残ル。今松尾祭ノ日、神供ヲ備ル所也。又講堂・塔ノ^{モト}本等田畠ノ名トナル。」(大島武好編『山城名勝志』卷之七「葛野郡部一・西寺」、正徳元年(一七一一)、『新修京都叢書』十三卷)、「在_二同村(唐橋村)ノ南東_一旧跡_二。荒廃後皆田地トナル。今残所金堂ノ跡ノミ也。上^{マツ}檀ノ地ヲ金堂ノ芝トイフ。松尾祭ノ日、此所ヘ神輿ヲ並直シ大行事ヨリ神供ヲ備フ。」(釈淨慧撰『山城名跡巡回志』四「葛野郡三・西寺」、宝曆四年(一七五三)、『新修京都叢書』

前後に自然発生するとみられる³⁾。長徳四年（九九八）四月十日、松尾祭に山崎津人が田楽するが、雑人が合戦し、京人が多く殺害される（『日本紀略』長徳四年四月十日戊戌・是日条）。山崎津人が松尾祭に田楽を奉仕するが、彼らは桂川の河川交通を占有する。中世では桂供御人が渡船を準備するが、十世紀末期には山崎津人が桂供御人の役割を果たすと推定される。すなわち、松尾祭の神輿が桂川を渡河し、神幸するとみられる。十日は戊戌、上酉の翌日である。

応仁の乱（一四六七～七七）以来二十余年、朝廷の公事・諸社祭は廃絶し、乱後、長享二年（一四八八）、松尾祭は「再興」される（『後法興院記』長享二年四月十七日辛亥・廿四日・六月廿五日条）⁴⁾。四月十七日に「一昨日松尾祭礼、乱後再興すと云々」とあり、十五日が松尾祭、「神輿三基」が下桂庄に振り棄てられる。また、「松尾神輿還幸の時」、喧嘩があり、「六基の内、三基」が下桂に振られる（『親長卿記』長享二年四月廿六日条）。十七日は辛亥、十五日は己酉で、神輿は「還幸」とあり、十五日は還幸祭である。

近世社会では、松尾祭は大宮（本社）一基（駕輿丁は唐橋村）、月読の神牌一面（駕輿丁は梅小路村）、櫟谷（駕輿丁は西七条村東町・朱雀村）、宗像（駕輿丁は西七条村中町・西町）、三宮（駕輿丁は川勝寺村）、衣手（駕輿丁は郡村）、四太神（駕輿丁は西塩小路村・梅小路村・御所内村）、以上の神輿六基・神牌一面である。大宮・月読相殿の御旅所は西七条村、櫟谷・宗像は西七条村、三宮は川勝寺村、衣手は宗像御旅所と同域、四太神は大宮と同域、惣神社并びに神供場が朱雀村にある。

還幸祭は「西寺金堂の廃跡」で朱雀村が神供をつとめ、唐橋村で粽を神供に備える。神輿が本社に還幸し、西七条村が「つばなの御供」（「おちたちの御供」）（永和二年（一三七六）十二月廿日『松尾社年中神事次第』「酉日の次第」、『松尾大社史料集』文書篇三・一〇七五）を供奉する。松尾社（式内社・大社）正殿は山城国葛野郡松尾に鎮座、月読社（式内社・大社）神殿は本社南二町許り、櫟谷社（式内社・小社）は北十四町許り、宗像社は櫟谷社と相殿、三宮社は本社正殿の北畔、衣手社は正殿の南畔、四太神は正殿北畔・三宮社と相並ぶ（以上、『松尾略注全冊』「松尾本社鎮座地」「松尾御旅所并属社所在」「神輿数并駕輿丁諸村名」・享保十七年（一七三二）・『松尾大社史料集』文書篇四、速水春暁斎『諸国図会年中行事大成』卷之三上「四月之部・上酉」文化三年（一八〇六）・『日本庶民生活史料集成』二十二卷）⁵⁾。

元久元年（一二〇四）、松尾祭は「西七条の住人」が在家に付し田畠に付し、前年頭人を差し定め、三月中卯「神輿を迎えるの日」に「六前の御供」を備え進め、「本宮還御の日」に「座衆等の営み」で同じく備え進める（元久元年三月五日官宣旨、『鎌倉遺文』一四三九、『大日本史料』第四編之八・元久元年三月五日条）。また、安貞元年（嘉禄三年、一二二七）、「西七条保々・神人」は松尾祭の「御輿迎えの日」に御供を調べ進め、また「還御の日」に御供を調べ進める（嘉禄三年九月六日官宣旨案、『鎌倉遺文』三六六二、『大日本史料』第五編之四・安貞元年九月六日条）。すなわち、中世社会では、松尾祭の神幸祭・還幸祭は「西七条の住人」「西七条保々・神人」が御供を調進し、所役を負担する。

中世社会では西寺（の旧跡）は松尾祭に編入されると想定され、松尾祭は西七条に支持される。

そこで、まず松尾祭と西七条の関連、つぎに西七条と住人、さらに西寺と松尾祭の各々を検証する。

2 松尾祭と西七条

中世社会では、松尾祭の御旅所は西七条に所在する。

康和五年（一一〇三）四月、平野・松尾祭であるが、祈年穀奉幣使を立てる。また、天仁二年（一一〇九）四月、石清水・賀茂行幸七社奉幣使を伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稻荷・春日に立てる。以上は松尾・稻荷とも神輿が「御旅所の間」である。神輿は御旅所であるが、本社に奉幣使が立てられる。すなわち、康和五年・天仁二年に松尾祭の御旅所が実在し、康和五年が初見である（『年中行事秘抄』十一月・春日神輿御宇治間於本社可レ行レ祭哉事、『群書類從』第六輯）。久寿元年（一一五四）、「松尾祭の日」（本社祭）に「神は旅所に御す」が、弁は本社に参る（『台記』久寿元年四月九日条）。神幸以降、「神は旅所に御す」が、本社に奉幣し、弁は本社に参る。本社と御旅所は類別される。

仁安二年（一一六七）四月五日、権中納言藤原忠親は、松尾祭（本社祭）が延引する、「七条・西大宮旅所」に「死人」が有るためである、去る一日、藏人右衛門権佐藤原經房が松尾祭は「下申」に行うと宣下する、忠親は大外記清原頼業に仰すとする（『山槐記』仁安二年四月五日壬申条）。祇園感神院所司の注進では、仁安二年三月二五日（丁亥）、「松尾末社・櫟谷旅所」で「老尼」が頓死し、四月二一日、「旅所執行并びに保々沙汰人等」を祓え清めると宣下する（『続左丞抄』第二・感神院所司諸社怪異勘例注進案）⁶⁾。

神祇伯顕広王は以下の通り記録する。松尾祭（本社祭）が延引する。「櫟谷社旅所」に「死穢」が有るからである。この穢が「本社・大政所」に及ぶ。二日、宣旨を下す。穢の子細は「老翁」が「櫟谷旅所」で死去する。その神宝は「保住人・村長者」が「大政所旅所」に運び渡す。その後、「本社」松尾社に触れる。法家に問い合わせ、三十日の穢の限りを定める。このため、公家に奏し、公家は松尾祭を延引すると下知する。「本社」は重ねて「本官」神祇官に付し、「保々并びに大行事・五位」を祓え清めると申す。この条は、先ず「本官」に触れて、次第に沙汰を歴るのが当然である。「社家」松尾社の次第沙汰は奇怪である。松尾祭は、去る二日「下申日」に行うと宣旨を下す、「上卿新中納言忠親卿」、「大外記頼業奉る」。「今日」五日「本社」は「本官」に、「執行満延并びに保々沙汰人等」を祓え清め、御輿を造り替え、松尾祭を行うと「社解」（本社解）を付す。祓え清めは当然である、神輿の造り替えは先例の勘申を「本社」に下知する（『顕広王記』<『伯家五代記』>仁安二年四月五日条）⁷⁾。

権中納言藤原忠親は松尾祭「下申」宣旨の上卿、神祇伯顕広王は顕広の記録中の「本官」に相当する。忠親の記述は簡略であるが、顕広は当事者であり、記録は詳細で信憑性は高い。顕広王の記録を中心に御旅所を検討すると、御旅所に「櫟谷社旅所」（感神院の「松尾末社・櫟谷旅所」）と「大政所旅所」が存在する。「櫟谷社旅所」は櫟谷社の旅所である。「大政所旅所」は「大」が冠称され、「本社」と並称・区別される。「大政所旅所」は「櫟谷社旅所」より格上である。大政所（御

旅所)は祇園社・日吉社・大山崎離宮八幡宮にあり、一般的に「祭礼で神を迎える御供調進をする在地側のセンター」で、「長者層による宮座的祭祀組織が存在した可能性」が指摘される⁸⁾。

一方、忠親の「死人」と顯広王の「死穢」は「同一場所での事件」で、「七条北・西大宮旅所」は「櫟谷社旅所」と推定される。右京「西市内の西大宮通りの路上」(七条・西大宮)に「櫟谷」と記入され、「櫟谷」は「櫟谷社旅所」とみられる(『拾芥抄』「西京図」)。「櫟谷社旅所」は櫟谷社固有の御旅所、「大政所旅所」は櫟谷社以外の本社松尾社などの御旅所と想定される。享保八年(一七二三)、西七条村に「松尾大宮御旅所」「松尾櫟谷社御旅所」「松尾宗像社・衣手社御旅所」がある。「松尾大宮御旅所」は旧七条南・旧西大宮西、「松尾櫟谷社御旅所」は旧七条北・旧西大宮東である(西蓮寺所蔵「葛野郡西七条村図」、筆者未見)⁹⁾。

天文二年(一五三三)、寄進衆と在所衆が「松尾櫟谷社」の神田一段小の作職を東寺廿一口方に売り渡す。在所は東は西ノリシケ、西は「櫟谷社」、北は「比(北)少(小)路」、南は七条の限り、「西七条」の北尾与八重政が「櫟谷社」造宮料に寄進する。売主「松尾十穀」・請人(北尾与八重政ら)・「神主」梶原神五郎信吉が判形を加える(天文二年十二月廿八日松尾櫟谷社田地作職売券、『東寺百合文書』や函/92、東寺百合文書WEB(kyoto.lg.jp))。神田の西が「櫟谷社」、北が北小路、南は七条で、櫟谷社は北小路南・七条北である。享保八年の「松尾櫟谷社御旅所」と一致し、近世の位置は中世に遡及する。すなわち、仁安二年の「櫟谷社旅所」は七条北・西大宮東と推定される。また、「神主」梶原神五郎信吉は「松尾櫟谷社」すなわち「櫟谷社旅所」の「神主」である¹⁰⁾。

さて、「本社」松尾社は公家に奏し、公家は松尾祭を延引すると下知する。重ねて「本官」神祇官に付し、「保々并びに大行事・五位」を祓え清めると申す。嘉禄二年(一二二六)、稻荷・上中両社旅所(八条坊門・猪熊)が焼亡する。「大行事則正、*<旅所神主,>*」が改易され、愁望の余り、「下殿」に参籠し焼死する。「御躰」(神体)も同じく焼失する(『百鍊抄』嘉禄二年二月十三日条、『明月記』嘉禄二年二月廿五日条)。「大行事」は稻荷社旅所の神主で、「大行事・五位」は松尾社「大政所旅所」の神主と「類似の性格」と推測される¹¹⁾。また、今日五日「本社」は「本官」に、「執行満延并びに保々沙汰人等」を祓え清めると「社解」(本社解)を付す。「本社」の祓え清めの対象は「保々并びに大行事・五位」と「執行満延并びに保々沙汰人等」(感神院の「旅所執行并びに保々沙汰人等」)で、「保々」と「保々沙汰人」、「大行事・五位」と「執行満延」(感神院の「旅所執行」)が各々対応する。「執行満延」(「旅所執行」)は大行事・五位に相当すると推定される。

文治元年(元暦二年、一一八五)二月、藏人藤原親経が右大臣九条兼実に松尾社の「穢氣」を問

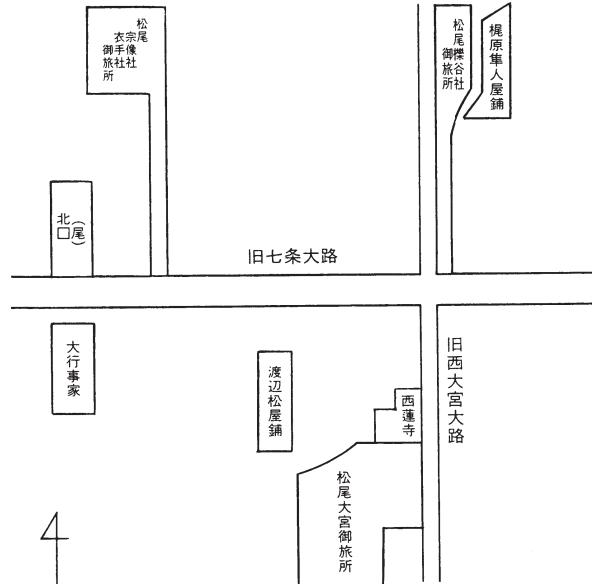


図47 享保八年の葛野郡西七条村内三旅所
(註9福原論文転載)

い送る。去年、「松尾社旅所」の「宝殿」の下に死人が出来するが、取り棄てず、「爛穢」する。宝殿は造り替え、神社の穢物を取り棄てる後、先例では清め祓う。社司は今度の「爛穢」は「他時の事」に似ず、「其の地を改めらるべきか」と申す。先例を官・外記に尋ねると、造り替えは先例があり、異儀に及ばず、「其の地を改む」は分明ではない。兼実は神事は先例を守り、計り行う。社司が「其の地を改めらる」と存じ申すは子細分明ならず、定めて「古来不易の地たるか、」「万代の基跡を改め難きか、」とする（『玉葉』元暦二年二月十三日条）。「松尾社旅所」に「宝殿」（本殿）があり、死人が「爛穢」するが、これは神幸祭・還幸祭終了以降の可能性がある。松尾社司と兼実では宝殿の「其の地を改む」に差異があるが、「爛穢」は「他時の事」に似ず、先例は分明でない。松尾社旅所の宝殿は「古来不易の地」「万代の基跡」の可能性が高い。

嘉吉三年（一四四三）四月十二日（丁酉）、還幸祭に駕輿丁と神人が喧嘩し、数十人の手負（負傷）・死人がある。神輿に矢を射立て、「血気が神輿を穢す、総て六基なり、」（『康富記』嘉吉三年四月十一日丙申・十三日条）。十二日は丁酉。元久元年（一二〇四）、松尾社司の解状では、「西七条の住人」は三月中卯に神輿を迎える日、「六前の御供」を備え進めるのが「例」で、本宮還御の日に「座衆等の嘗み」で「同じく備え進む」（元久元年三月五日官宣旨、「1 はじめに」前掲）。神輿は六基以上、神輿迎えと本宮還御では「六前の御供」であるから、神輿は六基、神牌一面の月読社以外とみられる。長享二年（一四八八）、松尾祭礼が乱後「再興」するが、神輿還幸に喧嘩があり、「六基の内、三基を下桂に振り奉る、」。松尾社の事は「（神祇）伯・三位」（資氏王）の成敗である（『後法興院記』長享二年四月十七日条、『親長卿記』四月廿六日条）。応仁の乱後の再興であるが、神輿は「六基」である。

六基の神輿では、櫟谷社が「櫟谷社旅所」に神幸し、以外は「大政所旅所」などに神幸すると推定される¹²⁾。

松尾社本社と御旅所の関係は、近世の祭礼次第では、桂川を境界に京中の松尾祭は御旅所神主（大行事）が管轄し、桂川を渡ると松尾社本社の神主が管轄する。すなわち、還幸祭では旅所の「神官」が「川の東の岸まで供奉す。」、松尾社本社の「神官」は「西の岸に迎奉り、是より神官・児等騎馬にて供奉し本宮に還幸なし奉る。」（速水春暁斎『諸国図会年中行事大成』、「1 はじめに」前掲）。近世の祭礼次第には「意外に始源の時、古型を残している場合がある」とし、神幸も還幸も桂川を境界に神輿が受け渡され、御旅所が本社に「独立」するとされる¹³⁾。御旅所の神官（大行事）は仁安二年に初見、「大行事・五位」の故実が成立するので、さらに遡及すると想定される（「3 西七条の保々と神人」）。

3 西七条の保々と神人

松尾祭の神幸祭・還幸祭の御供は「西七条」が備進・調進する。元久元年（一二〇四）、松尾社司の解状では、「西七条の住人」が在家に付し田畠に付し、前年に頭人を差し定め、三月中卯の神輿迎えには「六前の御供を備え進め」、本宮還御には「座衆等の嘗みと為て、同じく備え進む」（元久元年三月五日官宣旨、「1 はじめに」前掲）。嘉禄三年（一二二七）、松尾社解では、「西七条は

保々六箇所に分かち」、御輿迎えに「各御供を調べ進め」、還御には「神人等の課役の勤めに、御供を調べ進む」(嘉禄三年九月六日官宣旨案、「1 はじめに」前掲)。元久元年の神輿迎えの「六前の御供を備え進め」は嘉禄三年の「西七条は保々六箇所に分かち」、御輿迎えに「各御供を調べ進め」に相当し、還御の「座衆等の営みと為て、同じく備え進む」は「神人等の課役の勤めに、御供を調べ進む」と対応する。すなわち、神輿迎えの御供は「保の居住人全体を対象に課せられる頭役」で、還幸の御供は「神人という特定の身分の課役」で充て、神人は座を形成する¹⁴⁾。

嘉禄三年には近年、頭人の煩いと号した自由に対抗し、「大政所以下櫟谷保・七条一坊・同二坊・同三坊、五箇所の御供并びに社司の饗膳」がすべて欠如する。「保々」は「大政所・櫟谷保・七条一坊・七条二坊・七条三坊」と「あとひとつの計六ヶ所」とみられる。嘉禄三年の「大政所」は仁安二年(一一六七)の「大政所旅所」周辺、「櫟谷保」は「櫟谷社旅所」周辺とみられる。

西七条の保々は「六箇保」である。文和元年(觀応三年、一三五二)、松尾社雜掌朝巖が申すに、社領「西七条六箇保内」八条・唐橋等田地十町は「元久・嘉禄宣旨以下の支証」を帶し、三月御輿迎えなどの重色・無双の料所である(觀応三年九月十一日足利義詮裁許状案、『大日本史料』第六編之十七・文和元年九月十一日条)¹⁵⁾。祇園社の京中社領に葱町保・瓜町保・芹町保などがあり(貞和三年(一三四七)八月廿九日静晴別当得分注進案、『新修 八坂神社文書』(中世篇)・臨川書店・2002年)，条坊制の一町程度で、「京保」(「四保一坊」の保)と無縁とみられる¹⁶⁾。大政所(保)・櫟谷保・(右京)七条一坊(保)なども同様と推定される¹⁷⁾。

仁安二年、「保々并びに大行事・五位」「執行満延并びに保々沙汰人等」「旅所執行并びに保々沙汰人等」が祓え清められるが(「2 松尾祭と西七条」)、「保々」は「大行事・五位」「執行満延」「旅所執行」と対比され、「沙汰人」が実在する。大政所旅所の大行事・五位(執行)、六箇保の沙汰人と住人、寄合の座衆が御旅所と神幸・還幸を運営する¹⁸⁾。

寛喜元年(一二二九)三月、松尾社の御輿迎えに「先例に依り」桂供御人が「船八艘」を儲け渡し奉る。「西七条住人」が神船に乗り制止を加え鬪諍し、神輿を「河岸」に棄て、「社家」松尾社が送るが、「七条住人」が更に昇ぎて神輿を送り、「河辺」に棄てる。二年三月、去年の桂供御人と「西七条神人」の鬪諍の訴訟は対決の沙汰があるが、職事が沙汰を致さず、祭の期に及ぶ。四月、記録所で問注を遂げるが、「七条神人」は御輿を送り奉らず、「宮、祭を遂げず」、僅かに御輿を出だし、「形の如く祭を遂ぐ」(『明月記』寛喜元年三月廿七日条、寛喜二年三月廿九日・四月二日・十四日・十七日条)¹⁹⁾。

「先例に依り」桂供御人が船を儲け御輿を渡河し、「西七条住人」「松尾西七条神人」は御輿を送り奉らず。「宮」(松尾社)は僅かに御輿を出だし、「形の如く祭を遂ぐ」。「西七条住人」「松尾西七条神人」が神幸祭を実質的に運営する²⁰⁾。また、西七条住人は神輿の神船を制止し、一旦神輿を「河岸」に棄て奉り、「社家」が御旅所に送るが、更に昇ぎて「河辺」に棄てる。西七条住人は御輿の桂川東岸上陸を阻止するとみられる。すなわち、西七条住人の管轄範囲は桂川東岸で、桂川が管轄の境界のため、神輿を執拗に「河岸」「河辺」に棄てると推定される。近世の祭礼次第では、神幸も還幸も桂川を境界に神輿が受け渡され、御旅所が本社に「独立」するとされる(「2 松尾祭

と西七条」)。中世社会でも桂川が境界で、東岸は御旅所・大行事・六箇保・寄合の座衆の管轄と想定される。

「松尾社神人」は西七条に田畠または在家をもち社役を負担する。在家役は商業的・手工業的負担で、西七条に鍛冶・鋳物師・金物細工師が集住する。松尾社神人には農民も職人も含まれ、西七条は「都市近郊地域」とされる²¹⁾。嘉保二年(一〇九五)、「西七条刀禰」は白河院・郁芳門院の下部と称し大神宮行事所の召し針を進めない(『中右記』嘉保二年六月廿五日・七月五日・廿一日条)。西七条に針の細工が居住するとみられる。また、白河院の承保二年(一〇七五)、西七条に「よろしきあかゝね細工」(「いとまつしき銅細工」)があり、「女子二人」が付き従う。「母」が患有い、むなしくなる。「男」はその年ほどなく「妻」を具すが、「まゝ子」を憎むとされる²²⁾。

西七条は京内外の境界と認識され、近郊や山陰・山陽道へつながる交通路が存在し、山陰・山陽道から京への出入口にあたる。十一世紀前半に「地域社会」が形成され、住人が維持・運営するとされる。承徳二年(一〇九八)七月、右少弁平時範は因幡守に任じられ、三年二月、任国に赴くが、朱雀大路を南行し、七条大路を西行し、「西七条辺」で衣冠を徹し布衣を着す(『時範記』承徳三年二月九日条)。嘉承元年(一一〇六)、参議藤原宗忠は大原野祭を勤めるため「出洛」するが、「西七条辺」で下人が参議藤原顯実が大原野に参ると告げ、轍を北にし「帰洛」する(『中右記』嘉承元年十一月廿三日・廿四日条)。「西七条辺」は「出洛」と「帰洛」の臨界である。長元七年(一〇三四)、播磨大掾播万貞成は新司に参上するが、「西七条の末」で、従者近正の馬と黒鞍が「西七条刀禰」安倍清安・不知姓豊延らに奪い取られる(長元七年二月八日播磨大掾播万貞成解、『平安遺文』五二四)。十一世紀前半、「西七条刀禰」は地域の治安維持に従事するとする。平安京の住人は「地域社会」を維持・存続させるため、西七条の「松尾の祭り」など、郊外から旅所へ神を迎える入れ、年中行事に定着させる。住人主催の祭りは「地域社会」の社会的結合のあらわれとされる²³⁾。

前述のように、西七条は「六箇保」で、「六箇保」は「大政所(保)以下櫟谷保・七条一坊(保)・同二坊(保)・同三坊(保)」の「五箇所」と、「あとひとつの計六ヶ所」とみられる。

大政所(保)は仁安二年の「大政所旅所」の周辺、櫟谷保は仁安二年の「櫟谷社旅所」「松尾末社・櫟谷旅所」(「七条・西大宮旅所」)の周辺、「(右京)七条一坊(保)・七条二坊(保)・七条三坊(保)」は文字通りである。中世の櫟谷社旅所(天文二年〈一五三三〉の「松尾櫟谷社」)は七条北・西大宮東・北小路南と推定され、七条一坊に所在する。櫟谷保と「七条一坊」は、七条一坊の櫟谷社旅所周辺が櫟谷保、それ以外の七条北・西大宮東近辺が「七条一坊」と想定される。「七条二坊・七条三坊」も条坊制の厳格な区画ではなく、七条北・西大宮西周辺が「七条二坊」、七条北・道祖大路西・木辻大路東近辺が「七条三坊」と推測される。大政所旅所は享保八年(一七二三)の七条南・西大宮西だと、八条二坊に相当し、八条二坊の大政所旅所周辺が「一箇所」とみられる。觀応三年の「社領西七条六箇保内八条・唐橋等田地拾町」から、西七条「六箇保」の「内」に「八条・唐橋等田地拾町」がある。「唐橋」は九条坊門小路の異称、八条は八条大路で、西七条「六箇保」は条坊制の右京八条・九条に展開する可能性がある。

「保々」には仁安二年の「沙汰人」が存在する。大政所旅所、櫟谷社旅所は松尾祭に神輿が神幸

し、信仰の中心基地である。大政所旅所には仁安二年の「大行事・五位」（旅所執行・執行満延）が実在し、櫻谷社旅所には天文二年の「神主」梶原神五郎信吉の前身が存在すると推定される。「大行事・五位」の五位は西七条では破格の高位と想定される。

発掘調査成果では、十世紀中頃以降、平安京右京は一部を除き宅地利用は殆ど確認されない。しかし、一条西京極エリア・平安宮周辺エリア・六条一坊エリア・七条大路エリアの「四つのエリア」では、平安時代後期に建物跡など遺構は増加する。七条大路エリアは七条一坊から三坊の七条大路の南北両側で、十世紀中頃以降、七条大路路面・側溝や建物・井戸などが継

続して検出される。十一世紀前半以降、七条大路エリアが「西七条」で、遺構分布から、「西七条」は「七条大路を挟んだ南北両側を中心とした地域」と見做される²⁴⁾。右京七条二坊十二町では、十世紀後半に小規模な掘立柱建物が野寺小路に面し、小路と直行して建ち並ぶ。井戸が建物背面に並び、「町屋型建物」の初見とみられる²⁵⁾。七条二坊四町では、土坑から土器・轍羽口・鉄滓が出土し、十三世紀後半に金属加工が行われる。

発掘調査成果では、「西七条」は七条大路の南北両側であるが、「大政所（保）」は七条南の八条二坊と推定される。また、西七条は「都市近郊地域」で、農業・手工業が行われるとされるが²⁶⁾、「町屋型建物」が初見する。「町屋型建物」（町屋）と寝殿造は条坊制の方形街区と縦横の街路に規定され、「都市住宅」の性格が濃厚である。平安京の「都市化」は町屋を創生・定着させ、寝殿造を育成・変容させる²⁷⁾。すなわち、西七条は「都市」を内部に包含し、その中枢は「都市」である。

七条大路エリアの平安時代後期・鎌倉時代の建物・井戸・土坑・側溝など「顕著な遺構」は、右京七条一坊では十三町（七条北・西大宮東）で、西七条の「六箇保」の「櫻谷保」・「七条一坊（保）」に相当と推定される。七条二坊では、「顕著な遺構」は五町・十一町・十二町で、「七条二坊（保）」に該当、七条三坊では「顕著な遺構」は未確認。七条南の八条一坊では十六町、二坊では一町・八

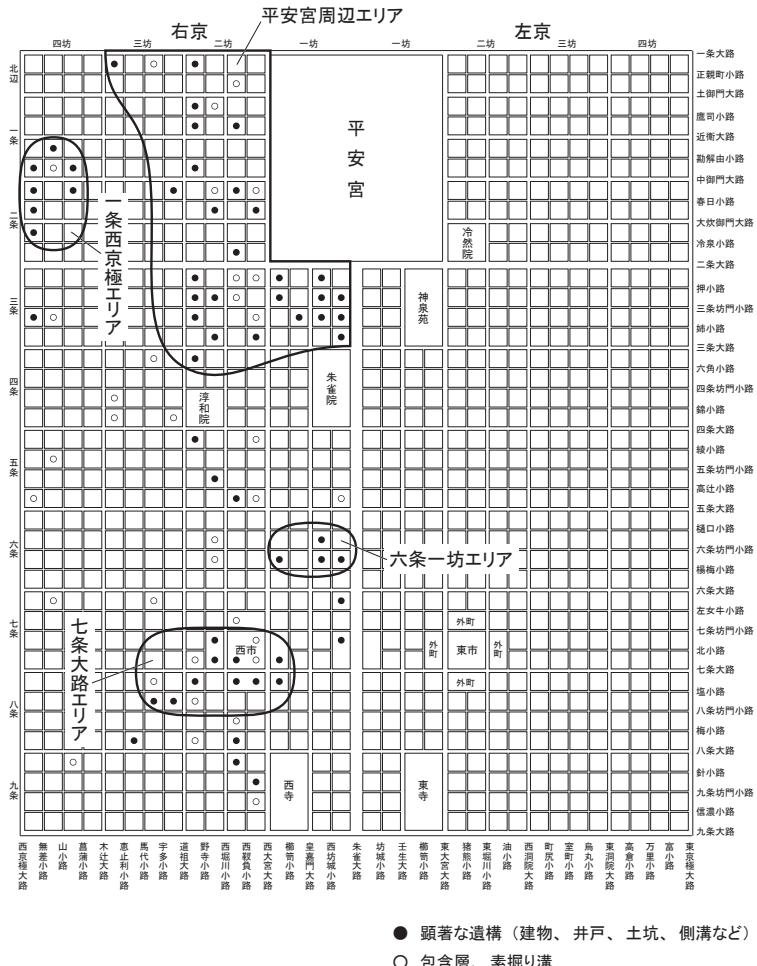


図48 右京の平安時代後期・鎌倉時代遺構分布図
(太線は居住エリアを示す)
(註24転載)

町・十六町で「大政所（保）」、八条三坊は二町・七町で、「顯著な遺構」は全十町（以上）である。「六箇保」と発掘調査成果の比較は少々乱暴であるが、一応対応すると想定される。全十町（以上）は一坊十六町に近似し、片側町が四分一町、両側町が二分一町と比較すると、広大である²⁸⁾。全十町（以上）が「六箇保」とすると、「保」は大略二町、各々「沙汰人」が実在する。西七条の細胞の社会集団は「保」の可能性がある²⁹⁾。

4 西寺と松尾祭

正暦元年（九九〇）二月、「西寺」が焼亡し（『日本紀略』正暦元年二月二日条）、八月、「西寺」の光孝天皇国忌を「焼亡の後」「造作の間」東寺に移す（『小右記』『日本紀略』正暦元年八月廿六日条）³⁰⁾。国忌は「仏殿」（『延喜式』「式部下」9国忌条）また「金堂」で（『江家次第』卷三「国忌」），複数の堂舎が焼亡する可能性がある。寛弘元年（一〇〇四）、豊原御庄司が「西寺綱所の室の作料等」を献上する（『御堂関白記』寛弘元年三月四日条）。正暦元年の焼亡は西寺の転機であるが、以後、十三世紀初頭まで、西寺は存続するとされる。天福元年（一二三三）、「西寺の内の下人宅」が失火し、「塔」に吹き付け焼亡する。以前から「荒廃の寺」で、仕方がない。また、この「塔」は「破壊」の後、遙に年序を送り、修営の事を知らない（『明月記』天福元年十二月廿四日・廿五日条、『百鍊抄』十二月四日条）。「塔」の焼亡が西寺の実質的顛倒とする³¹⁾。

近世社会では、「松尾祭ノ日」に西寺「金堂（講堂）ノ跡」へ「神輿ヲ並直シ」、「神供ヲ備ル」（「1 はじめに」）。嘉吉三年（一四四三）四月十一日、松尾祭に右小弁葉室教忠が本社松尾社に参向する。「翌日」「神輿御幸」（「東寺西辺神幸」）の時分、社人（神人）と駕輿丁に宿意があり、喧嘩に及び、数十人が疵つけられる。「神輿」は「東寺西の田畠中」（「路次の田頭」）に昇き棄てる。「神輿」三基が触穢する。後日「七条御旅所」に昇き入れる。応安二年（一三六九）に「此の例」がある（『康富記』嘉吉三年四月十一日丙申・十三日条）。十一日は丙申で、本社祭、「翌日」十二日は丁酉で、還幸祭。松尾祭の還幸の神輿が「東寺西辺」を神幸し、「東寺西の田畠中」に昇き棄てられる。「東寺の西」には西寺（ノ跡）があり、「神輿は西寺へ向かう途中」と推定される。嘉吉三年また応安二年まで西寺神幸は遡及するが、松尾祭は応仁の乱の中斷も短く、変化も少なく、「西寺がまだ栄えていたころ」すなわち「平安時代中期の貞觀年間（八五九～七七）」に始まるとされる。西寺では松尾神を鎮守神に祀り、現在も神輿が西寺旧境内へ渡御するとする³²⁾。

還幸祭は現在、神輿がJRの線路の下をくぐれないため、西方へ遠回りし、西大路駅前の高架下をくぐる。松尾社の氏子区域の東端が千本通（旧朱雀大路）であり、「昔」は、西七条旅所から旭の杜（西寺）への往復は、千本通を通るとされる³³⁾。近世の稻荷祭の還幸では、「大宮九条通を西え、」、東寺仁王門より入輿、「九条通ヲ東え、大宮通ヲ北え、」とあり（『京都御役所向大概覚書』五「洛中洛外神社祭礼之事」、正徳四年（一七一四）前後）、東寺東側の大宮通（旧大宮大路）を上下する。「松尾櫻谷社」（「櫻谷社旅所」）などが西大宮大路に直面し、松尾祭の還幸は西寺西側の西大宮大路を上下する可能性がある。

西寺の機能は国忌・文殊会・僧綱所・一代一度の仁王会などであるが、国忌は公費で賄われ、文

殊会は国家の公的施与、僧綱所は僧侶統制機関、一代一度の仁王会は官事で官庁と同列に見做される。西寺は「寺院の体裁を有した律令官庁の一つ」で、「国家の公的仏事を担う施設」とされる。また、十世紀初頭以後、伽藍関係では「西寺御靈堂」が目立つ。「西寺御靈堂」は疫癒防除・御靈攘災の「公的な場」で、「貞觀の御靈会以後、十世紀の初頭辺りまで」に創建され、「京域の西方面からの疾疫防除担当」とする³⁴⁾。

西寺と松尾祭の観点から、西寺と都市内外の住人との関連を検証する。西寺の文殊会や「西寺御靈堂」は京内外の住人と接点がある。文殊会では、「京」の東寺・西寺に「もろもろの乞者」を集め（源為憲撰『三宝絵』下「七月・文殊会」、永觀二年（九八四））、応保元年（一一六一）、文殊会に「肩居」が東寺に群集し、「乞食」が西寺に群集する（『山槐記』応保元年七月八日条）。東寺・西寺の文殊会は左右京の「困窮者」を救済する³⁵⁾。

「西寺御靈堂」は事例が僅少であるが、長徳四年（九九八）松尾祭での山崎津人の田楽の前後に現出する（「1 はじめに」）。

天徳二年（九五八）五月、「疾疫」が多発し「死傷」が遍く聞こえるので、石清水・賀茂上下・松尾・平野・大原野・稻荷・春日・大和・住吉・比叡・「西寺御靈堂・上出雲御靈堂・祇園天神堂」の「寺社」に詣で仁王般若経を転読する（『類聚符宣抄』第三「疾疫事」天徳二年五月十七日官宣旨）。「寺社」とあるが、「比叡」は日吉社で、「西寺御靈堂・上出雲御靈堂・祇園天神堂」以外は明確に社家である。「西寺御靈堂・上出雲御靈堂・祇園天神堂」は京中祭礼と「深い関係」をもち、「西寺御靈堂」は「西寺境内またはその近辺」に建てられ、御靈信仰と結びつき発生するとされる³⁶⁾。社家の松尾社・稻荷社は京中の御旅所祭祀の本社であるが、「上出雲御靈堂」は出雲寺御靈会、「祇園天神堂」は祇園御靈会すなわち御旅所祭祀の「前身」である。西寺御靈堂は御旅所祭祀を実現しないが、三堂の並列から、その潜在性が実在する。使者は石清水から比叡まで僧綱の僧正・權少僧都・律師・權律師、西寺御靈堂は權律師であるが、上出雲御靈堂・祇園天神堂は「僧」とだけある。西寺御靈堂以下の三堂では、西寺御靈堂が格上とみられる³⁷⁾。

天暦三年（九四九）、「諸社及び西寺御靈堂」で祈雨・読経する（『北山抄』卷六「祈雨例」）³⁸⁾。西寺御靈堂は「諸社」と並列される。康保三年（九六六）七月、「天下疾疫」に依り、「七大寺・延暦寺・東西寺・御靈堂・上出雲寺・祇園等」の「諸寺」で読経する（『日本紀略』康保三年七月七日条）。「御靈堂・上出雲寺・祇園」の序列から、「御靈堂」は西寺御靈堂と想定される。「諸寺」とされ、「東・西寺」と区別される。

治安元年（一〇二一）四月、去冬以来「疫疾」が滋く起るので、石清水・賀茂上下・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・大神・住吉・梅宮・吉田・祇園・北野・比叡・「西寺御靈堂」の「諸社」に詣で仁王般若経を講演する（『類聚符宣抄』第三「疾疫事」治安元年四月廿日官宣旨、『左經記』『日本紀略』治安元年四月廿六日条）。西寺御靈堂は「諸社」に包含される、また唯一「諸社」と並称される。上出雲御靈堂が脱落し、祇園天神堂は祇園社と表記される³⁹⁾。祇園社の使者は權律師明尊、西寺御靈堂は「濟慶」である。

長元三年（一〇三〇）三月、「疾疫」がすでに発し、石清水・賀茂上下・松尾・平野・稻荷・春

日・大原野・大神・住吉・梅宮・吉田・祇園・北野・比叡・「西寺御靈堂」の「諸社」で仁王經を講演する（『類聚符宣抄』第三「疾疫事」長元三年三月廿三日宣旨，『小記目録』九「仏事上・臨時御讀經事」長元三年三月廿三日・廿七日条）。西寺御靈堂の使者は「斎慶」，祇園は權少僧都教円⁴⁰⁾。

疾疫・祈雨に，西寺御靈堂で讀經し，仁王般若經を転読・講演する⁴¹⁾。上出雲御靈堂・祇園天神堂と並称されるが，格上である。諸社と並列また包含され，また諸寺とされ，東・西寺と区別される。西寺御靈堂が「京城の西方面からの疾疫防除担当」とすると，右京南半が強力な地盤と推定される。御靈会は特定個人の怨靈ではなく，「疫神」の祭祀である。神輿二基・神殿三宇のように，御靈に定数はなく，明確な靈格の觀念がない。都市住人は御靈を「その実体のよくわからぬもの」と信仰する⁴²⁾。しかし，使者の格式から，治安元年・長元三年，祇園社の格下に位置づけられるとみられる。

長元三年以降，西寺御靈堂は消息不明である。上出雲御靈堂は，長和四年（一〇一五），「出雲寺御靈会」で童部群が鬪乱するが（『小右記』長和四年八月十八日条），年中行事書に所見なく，「公祭」に位置づけされない。祇園天神堂は，天延三年（九七五），祇園臨時祭が始まり，天延三年以前（天延二年）に祇園御靈会が成立するとみられる⁴³⁾。西寺御靈堂・上出雲御靈堂・祇園天神堂は前途が分岐し，上出雲御靈堂・祇園天神堂は御旅所祭祀に展開する。

長元三年，西寺御靈堂が実在するが，長徳四年，山崎津人の田楽から，松尾祭が始まるるとすると，三十年間以上，松尾祭還幸の西寺神幸と西寺御靈堂は並存する。右京南半が地盤とすると，松尾祭の神幸・還幸と競合する。この過程で，西寺御靈堂は松尾祭と融合すると想像される。西寺御靈堂が「西寺境内」に立地するとすると，上出雲御靈堂・祇園天神堂と比較し，京内外の住人との接触が制限される可能性がある。松尾祭に西寺御靈堂や御靈信仰の痕跡は見出せず，西寺御靈堂の信仰は松尾祭に吸収されるとみられる。松尾社は西寺の「鎮守神」であるため，併合は容易である。西寺は鎮守神と御靈堂の過去の記憶の意味で，松尾社と西七条住人の聖地と推定される。

（西山良平）

註

- 1) 黒田一充「松尾社と稻荷社」『祭祀空間の伝統と機能』清文堂出版,2004年。
- 2) 杉山信三「東寺と西寺」『平安京提要』角川書店,1994年。
- 3) 岡田莊司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」『平安時代の国家と祭祀』続群書類從完成会,1994年。
- 4) 尾崎俊廣「松尾の葵祭—沿革と勅祭松尾祭御再興にみる社家—」『儀礼文化学会紀要』二,2014年)。
- 5) 黒田一充「松尾祭の祭祀組織」『祭祀空間の伝統と機能』前掲。
- 6) 勘例の最新の事例は承久三年（一二二一）で，それ以降の注進である。また，四月五日，社頭に穢氣有り，松尾祭を延引する。経房が奏聞し，「社」に下知する（『兵範記』仁安二年四月五日条）。
- 7) 『顯広王記』は高橋昌明・樋口健太郎『国立歴史民俗博物館所蔵『顯広王記』応保三年・長寛三年・仁安二年卷』（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三九,2008年）を参照する。主要な差異は「執行清延」は「執行満延」，「付社祠」は「付社解」。

以後，十一日，櫻谷社御輿の造替を聞く。十三日，松尾の神祇官解を藤原経房に付す。二三日，松尾社祓え宣旨を下知し遣使する。二九日丙申，松尾祭。二三日の祓え宣旨は「保々并びに大行事・五位」

などの祓え清めとみられる。

- 8) 濑田勝哉「中世の祇園御靈会一大政所御旅所と馬上役制」『洛中洛外の群像失われた中世京都へ』平凡社,1994年。
- 9) 梅谷繁樹「京都の初期時衆」『中世遊行聖と文学』桜楓社・1988年, 福原敏男「御旅所「政所・大政所」考」『祭礼文化史の研究』法政大学出版局・1995年。
「七条・西大宮旅所」は「松尾神を祀る」,「櫟谷社旅所」は「櫟谷神を祀る」とするが, 両者は「同一場所」である。
- 10) 近世では櫟谷社旅所の「宮侍」は梶原氏で, 享保八年には「松尾櫟谷社御旅所」の東に「梶原隼人屋鋪」がある(図47)。
- 11) 五島邦治「平安京の祭礼と都市民の成熟」『京都町共同体成立史の研究』岩田書院, 2004年。顯広王の「五位と並んでみえる大行事」とされるが, 大行事家中村氏の祖・泰武一是元龜二年(一五七一)に叙「從五位下兼左衛門尉」(福原敏男「御旅所「政所・大政所」考」前掲), 「大行事・五位」とみられる。大行事家中村氏の屋敷は「松尾大宮御旅所」の西(図47)。
- 12) 享保八年の松尾宗像社・衣手社御旅所の存否は不明。
- 13) 岡田莊司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」前掲。
- 14) 五島邦治「平安京の祭礼と都市民の成熟」前掲。
- 15) 「社領西七条六箇保内八条・唐橋等田地拾町」は御廄料所・東寺領植松庄などとの経緯がある。「西七条田地拾町」は闕所とされ御廄料所に付されるが, 貞和五年(一三四九), 社領子細無く, 料所の儀を止め, 松尾社が知行する(貞和五年八月三日足利尊氏御判御教書案, 『大日本史料』第六編之十二・貞和五年八月三日条)。「社領西七条六箇保内八条・唐橋等田地拾町」は三月御輿迎えなどの料所であるが, 文和元年, 東寺が山城国植松庄内と称し掠め訴える。しかし, 指したる所見無く, 「社家」が領掌を全うする。「彼拾町内参町余」は西山最福寺が領知する(觀応三年九月十一日足利義詮裁許状案・前掲)。貞和五年の「西七条田地拾町」から觀応三年の「社領西七条六箇保内八条・唐橋等田地拾町」に表記が変化する。西山最福寺は松尾山の南に建立され, 松尾社と関係深い(松原誠司「松尾社・西七条論ノート」『惡党の中世』岩田書院, 1998年)。
- 16) 北村優季「平安京都城論—むすびにかえて—」『平安京—その歴史と構造—』吉川弘文館, 1995年。
- 17) 「西七条六箇保」は大政所(保)・櫟谷保・(右京)七条一坊(保)などであるが, 以上は五箇保で「あとひとつ」が不足する。享保八年(一七二三)の「松尾大宮御旅所」「松尾櫟谷社御旅所」は中世に遡及する。「松尾宗像社・衣手社御旅所」は「未だなかった」とされ(福原敏男「御旅所「政所・大政所」考」前掲), 存否不明であるが, 「松尾大宮御旅所」「松尾櫟谷社御旅所」と同様に, 中世に存在する可能性はある。「あとひとつ」が「松尾宗像社・衣手社御旅所」とするのが一案である。
なお, 「西七条・道祖大路・以西北頬」を「月読(月夜見)縄手」と号すとされるが(応永十三年(一四〇六)八月廿九日青蓮院宮令旨案・『東寺百合文書』み函/58/7, 嘉吉三年(一四四三)二月日山城国東西九条田地并坪付注文・『東寺百合文書』ヒ函/71, 以上・東寺百合文書WEB(kyoto.lg.jp)), 月読社を髣髴させる。「西七条・道祖大路・以西北頬」は右京七条三坊, 縄手は「田のあいだの道・あぜ道」また「長く続くまっすぐな道」(『日本国語大辞典』「なわて【縄手・駁】」)。
- 18) 久米舞子「松尾の祭りと西七条の共同性」『日本歴史』七四二・2010年, 久米「平安京の地域社会に生きる都市民」『平安京の地域形成』京都大学学術出版会・2016年。
- 19) 『翻刻 明月記』一・二・三(冷泉家時雨亭叢書・別巻四, 朝日新聞社, 2018年)を参照する。『明

月記』は以下同じ。

- 20) 黒田一充「松尾祭の祭祀組織」前掲。
- 21) 松原誠司「旅所祭祀成立に関する一考察—松尾社と西七条—」『国史学』一四〇,1990年。
- 22) 「よろしきあかゝね細工」の家族形態が判明する。「姉妹」は北野に参籠し、「幡磨守有忠と申人」が子細を尋ね聞き、迎え取る。「姉」を「きたのかた」に定め、「妹」を宮仕えさせ、妹は「やんことなき人」に思われる（『北野天神縁起』建保本）。建保本は笠井昌昭「北野天神根本縁起の基礎的研究（二）ノ二」（同志社大学人文学会『人文学』七四, 1964年）・笠井『天神縁起の歴史』第一章「北野天神根本縁起絵巻の概観」（雄山閣出版,1973年）を参照する。承保二年の「幡（播）磨守有忠」は未追認（『国司補任』第五）。

『北野天神縁起』は絵巻物以前に縁起本文が存在し、最古の縁起は建久本（建久五年<一一九四>書写本奥書）、建保本（建保<一二一三～一九>頃の成立）は建久本から二十年余。建保本は巻末に仁和寺念西・銅細工娘の二話を追加挿入し、以後の縁起絵巻の基本となり、本格的な縁起絵巻が登場する（真保亨『絵巻北野天神縁起』日本の美術二九九, 至文堂,1991年）。すなわち、西七条の銅細工は建保本に初見する。なお、「いとまつしき銅細工」は『松崎天神縁起絵』巻五（応長元年<一三一一>奥書）。西七条の銅細工は一〇〇年程度遡及する。

- 23) 久米舞子「松尾の祭りと西七条の共同性」前掲、久米「平安京の地域社会に生きる都市民」前掲。
- 24) 南孝雄「衰退後の右京—十世紀後半から十二世紀の様相—」『平安京の地域形成』前掲。「顕著な遺構」などは執筆時点の分布で、今後の発掘調査で増加する可能性がある。
- 25) 南孝雄「町屋型建物の成立」『平安京の住まい』京都大学学術出版会,2007年。
- 26) 松原誠司「旅所祭祀成立に関する一考察」前掲。
- 27) 藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」『古代社会の崩壊』<シリーズ都市・建築・歴史2>東京大学出版会,2005年。
- 28) 「平安時代の終わりごろ、十一世紀から十二世紀」に四面町から四丁町（片側町）に移行し、「鎌倉時代の終わりから南北朝の初め」「十四世紀前半」に両側町が発生するとされる（仲村研『京都「町内」のなりたち』（新島講座）同志社大学出版部,1990年）。
- 29) 院政期に「在地」の地縁関係が新たに成立し、紛失状の作成に「在地人々」が証判を加える。庶民の人間関係が公的な効力を發揮する（北村優季「平安京都城論」前掲）。

また、「神社の保」は社家が領民を「神人」に組織し、「神役を賦課するための領域単位」で、北野社西京神人（麁座神人）は「西京七保」を単位に組織される。鎌倉期以降、様々な呼称の「保」が存在し、室町期以降、室町幕府が祭礼役負担の単位に「七保」を編成するとみられる。戦国末期、「保」に「地縁的・職業的」共同体が萌芽するが、西京神人の結束の核に麁業の「職縁的な結合」がいまだ根強いとされる（三枝暁子「北野社西京七保神人の成立とその活動」『比叡山と室町幕府—寺社と武家の京都支配』東京大学出版会,2011年）。

- 30) 福山敏男「初期天台真言寺院の建築」『寺院建築の研究』下・福山敏男著作集三、中央公論美術出版,1983年。
- 31) 追塩千尋「西寺の沿革とその特質」『中世南都仏教の展開』吉川弘文館,2011年。
- 32) 黒田一充「松尾社と稻荷社」前掲、黒田「松尾祭の祭祀組織」前掲。

松尾祭は官寺の西寺との関係を無視できず、松尾社は西寺の「鎮守神の存在」とされる（岡田莊司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」前掲）。

- 33) 黒田一充「松尾社と稻荷社」前掲、黒田「松尾祭の祭祀組織」前掲。また、神輿が「松尾社の氏子域の東端にあたる朱雀大路付近」を巡行する可能性が推考される（松原誠司「松尾社・西七条論ノート」前掲）。
- 建物・井戸・土坑・側溝など「顯著な遺構」が七条大路エリアの南側の右京八条二坊五町、九条二坊二町・八町から検出される。九条二坊二町は西大宮大路に東面し、八条二坊五町・九条二坊八町は一町西側で、西大宮大路に近接する（図48）。右京八条の一帯はあまり発掘調査されないが、十世紀中頃以降の居住域が増加する可能性があるとする（南孝雄「衰退後の右京」前掲）。
- 34) 追塩千尋「西寺の沿革とその特質」前掲。
- 35) 堀池春峰「南都佛教と文殊信仰」『南都佛教史の研究』下<諸寺篇>、法藏館、1982年。
- 36) 岡田莊司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」前掲。
- 37) 祇園天神堂は、延長四年（九二六）六月二六日、修行僧建立の「祇園天神堂」を供養し（『日本紀略』延長四年六月廿六日条）、承平四年（九三四）六月二六日、修行者が初めて「祇園感神院社壇」を建立する（『一代要記』二・朱雀天皇）。また、承平五年、觀慶寺（祇園寺）を定額寺とするが、堂・礼堂と「神殿」・礼堂で、神殿に「天神・婆利女・八王子」を安置する（『二十二社註式』「祇園社」承平五年六月十三日官符）。藤原基經の「神殿」を改め、定額寺の立派な神殿にするため、延長四年また承平四年に創建されるとされる（岡田莊司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」前掲）。
- 38) 天暦三年は、四月に霖雨、六月に旱魃・炎旱・旱災、七月に炎旱から雨脚頻下、八月に止雨。六・七月に西寺御靈堂読経とみられる（『大日本史料』第一編之九・天暦三年条）。また、七月、年穀を祈り「疫癘」を消すため、臨時幣帛使を「十六社」に遣わす。賀茂上下・松尾・平野・春日・大原野・大和・大神・広瀬・龍田・住吉・丹生・貴布禰の「十五（十六）社」であるが、「今三社を注さず」（『日本紀略』天暦三年七月廿四日条、『小右記』寛仁元年十月十三日条）。西寺御靈堂は「疾疫」「疫疾」に読経されるので、七月奉幣の可能性がある。
- 39) 長徳二年、祇園社は「二十二社」に加列する（岡田莊司「二十二社の成立と公祭制」『平安時代の国家と祭祀』前掲）。
- 40) 長元三年の「斎慶」は治安元年の「済慶」で、長元六年・東大寺別当、七年・権律師。西寺・西寺御靈堂に特段の事績はない。
- 41) 天徳四年四月、「病患」が頻りに発り、七大寺・東西寺・延暦寺で大般若経を転読し、寛仁元年（一〇一七）五月、「疫癘」が滋蔓し（しげりはびこる）、十五大寺（東大寺・東西寺など）・延暦寺で仁王般若経を転読する（『類聚符宣抄』第三「疾疫事」天徳四年四月三日官宣言、寛仁元年五月廿五日官宣言）。また、応和元（九六一）年四月、七大寺・有供諸寺で読経し、「疾疫」を祈り止める（『扶桑略記』応和元年四月廿三日条）。治安元年には、二月、「天下疾疫」に依り、二十一社に奉幣し（『日本紀略』治安元年二月廿五日条、『小記目録』八「諸社奉幣事」治安元年二月廿五日条）、四月、祈雨と「疾疫」の難を消すため、二十一社に奉幣する（『日本紀略』治安元年四月廿三日条）。六月、「疾疫」の難を攘うため、二十一社に奉幣する（『左經記』『日本紀略』治安元年六月十六日条）。「疾疫」消除には、諸寺読経・諸社奉幣など、多様な手段がある。
- 42) 柴田實「御靈信仰と天神」『御靈信仰』民衆宗教史叢書五巻・雄山閣出版・1984年、西山良平「御靈信仰論」岩波講座『日本通史』五・岩波書店・1995年。
- 43) 岡田莊司「平安京中の祭礼・御旅所祭祀」前掲。